

# 加古川市は 新婚さんの新生活を 応援します！

新生活にかかった  
住居費と引っ越し費用を  
補助！

夫婦とも29歳以下  
最大

60  
万円

上記以外の  
夫婦とも39歳以下  
最大

30  
万円

申請期間

令和8年6月1日～  
令和9年3月31日



# 令和8年度加古川市結婚新生活支援補助金 要件確認フロー

婚姻日が令和8年1月1日から令和9年3月31日までであり、婚姻日時点での年齢が夫婦ともに39歳以下ですか？

いいえ

対象となりません

はい

令和7年中の夫婦の合計所得金額が500万円未満ですか？

いいえ

夫婦の双方または一方が貸与型奨学金を返済しており、令和7年中の返済額を差し引いた額が500万円未満ですか？

はい

はい

いいえ

対象となりません

対象経費は、夫婦のどちらかが、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払いしていますか？

はい

いいえ

対象となる契約が済んでおり、支払いのみ令和9年4月以降になる場合は対象となることがあります。ご相談ください。

夫婦の双方が過去に他の自治体でこの事業の補助金を受けたことがありますか？

はい

対象となりません

いいえ

補助金に申請日時点で、夫婦ともに住民票の住所が加古川市であり、少なくとも一方が新居に住民票の住所を移していますか？

いいえ

対象となりません

はい

夫婦ともに加古川市税の滞納はありませんか？

いいえ

対象となる場合もあります。ご相談ください。

はい

申請から2年以上加古川市に居住する意思がありますか？

はい

要件を満たしています。申請については、市ホームページをご覧ください。

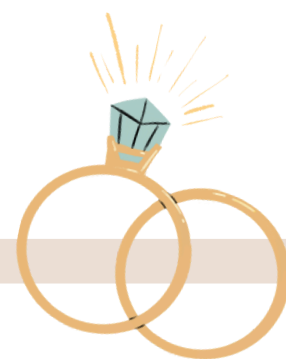
いいえ

対象となりません

## 対象経費

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に支払った経費が対象です

住宅取得費（新築・購入・中古住宅の購入含む）、住宅リフォーム費  
賃貸住宅費（敷金・礼金・仲介手数料・1か月分の家賃と共益費など）  
引っ越し費（引っ越し業者または運送業者に支払いしたもの）



## 補助金額

婚姻日時点での年齢です

夫婦ともに  
29歳以下の世帯

左記以外の  
夫婦ともに39歳以下の世帯

最大 **60万円**

最大 **30万円**

## お問い合わせ・申請先

加古川市こども政策課  
本館1階 ☎079-427-9397(直通)  
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地

詳しくは市ホームページをご覧ください  
申請書類のダウンロードもこちらから

